

利用料金のご案内

(1ヶ月 30日として)

令和6年4月改定

要介護度	介護保険自己負担額	家賃	管理費	食費	合計額
要支援1	7,757 円	63,000 円	33,000 円	51,300 円	155,057 円
要支援2	12,420 円	63,000 円	33,000 円	51,300 円	159,720 円
要介護1	20,954 円	63,000 円	33,000 円	51,300 円	168,254 円
要介護2	23,256 円	63,000 円	33,000 円	51,300 円	170,556 円
要介護3	25,867 円	63,000 円	33,000 円	51,300 円	173,167 円
要介護4	28,197 円	63,000 円	33,000 円	51,300 円	175,497 円
要介護5	30,671 円	63,000 円	33,000 円	51,300 円	177,971 円

*介護保険の自己負担額には以下の加算が含まれます。 *食費は1日当たり1,710円になります。

加算名	単位数	算定要件
協力医療機関連携加算	100単位/月	訪問診療の医療機関との連携をしている。
夜間看護体制加算	9単位/日	利用者に対し24時間 緊急時等に医師との連携があり、訪問診療の体制がある。
サービス提供体制強化加算 I	22単位/日	介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
生活機能向上連携加算	200単位/月	利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション、又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、又は、言語聴覚士が、医師、理学療法士、作業療法士、又は、言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行うこと。
科学的介護推進体制加算	40単位/月	入居者ごとのADLの基本情報を厚生労働省に報告するとともに、その情報を、適切かつ有効にサービスを提供するために活用していること。
介護職員処遇改善加算	所定単位数×8.2%	介護職員の処遇改善のため。
介護職員等特定処遇改善加算 I	総所定単位数×1.8%	経験・技能のある介護職員に、従来の加算に加え、更なる、処遇改善を行うために創設された加算。
特定施設ベースアップ支援加算	総所定単位数×1.5%	特定施設等特定処遇改善加算のベースアップとして、1.5%を上乗せした加算。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお申し付け下さい。

特定施設 介護付き有料老人ホーム サラサ都島